

寒川町学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

寒川町教育委員会教育長 花 山 尚 人

寒川町教委規則第3号

寒川町学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

寒川町学校給食費の管理に関する規則（令和5年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「5,820円」を「5,800円」に改め、同項第4号中「1,180円」を「1,200円」に改める。

附則第2項中「第2条4号イ、ウ及びエに該当する場合を除き」を「教職員等を除き」に、「255円」を「310円」に改め、「315円」と、「」の次に「第5条第2項第1号及び同項第2号中「70円」とあるのは「60円」と、「」を加え、「4,300円」を「5,200円」に、「3,300円」を「4,000円」に、「5,820円」を「5,800円」に、「4,220円」を「4,200円」に改め、「同項第3号中「1,200円」とあるのは「1,000円」と、「」を削り、「1,180」を「1,200」に、「980」を「1,000」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和8年度における町立小学校の学校給食に係る額の特例）

- 4 令和8年度における町立小学校において実施される学校給食に係る額については、保護者の負担額は「0円」とする。ただし、別に定める者を除く

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の寒川町学校給食費の管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に提供した学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。